

第1回区議会臨時会が開会される 一般会計補正予算(第3号)を可決 議長・副議長等を選出

去る5月25日に令和2年第1回区議会臨時会が開かれ、専決処分承認、令和2年度一般会計補正予算(第3号)の審議・可決、正副議長選挙、常任・議会運営委員会委員の選任、特別委員会委員の辞任許可および選任、監査委員(議員選出)の選任同意などが行われました。
委員構成など詳細については、6月11日発行の区議会だよりをご覧ください。



▲若林しげる議長



▲磯野繁夫副議長

議長 若林しげる(自民) 61歳
江東区議4期目。企画総務委員長、清掃港湾・臨海部対策特別委員長、議会運営委員長、議員選出監査委員等を歴任。

副議長 磯野 繁夫(公明) 63歳
江東区議4期目。文教委員長、防災対策特別委員長、議会運営副委員長、議員選出監査委員等を歴任。

※敬称略、委員長は◎
副委員長は○
常任委員会

◆企画総務委員会(9人)

◎山本 香代子(自民)

○やしきだ 綾香(民政ク)

◆区民環境委員会(9人)

◎堀川 幸志(自民)

○河野 清史(公明)

◆厚生委員会(9人)

◎基野 ゆずる(民政ク)

○正保 幹雄(共産)

◆建設委員会(8人)

◎高村 きよみ(公明)

○星野 博(自民)

◆文教委員会(9人)

◎白岩 忠夫(民政ク)

○金子 ひさし(自民)

特別委員会

◆清掃港湾・臨海部対策特別委員会(12人)

◎榎本 雄一(自民)

○板津 道也(民政ク)

◆オリンピック・パラリンピック推進特別委員会(10人)

◎佐藤 信夫(自民)

○関根 友子(公明)

◆防災・まちづくり・交通対策特別委員会(10人)

◎吉田 要(民政ク)

○中嶋 雅樹(自民)

◆高齢者支援・介護保険制度特別委員会(10人)

◎小嶋 和芳(公明)

○三次 ゆりか(あ維未)

議員選出監査委員

川北 直人(自民)

新島 つねお(民政ク)

区議会事務局調査係

☎(3647)3548
FAX(3647)0430

介護保険料が決定 65歳以上の方に通知書を送付 6/10 発送

令和2年度の年間保険料額は、6月に確定した住民税の合計所得金額等に基づいて決定しています。6月10日に「介護保険料額決定通知書」を、65歳以上の方全員に発送しました。

詳細は、同封の「介護保険だより」をご覧ください。

なお、消費税率引上げに伴う国の低所得者負担軽減措置の適用により、非課税世帯(第1段階・第3段階)の介護保険料が軽減されています。

保険料の納付方法は2通り

介護保険法の定めにより、納付方法を選ぶことはできません。「特別徴収」年金差引きで納める方法。老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方が対象です。

「普通徴収」65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入されたばかりの方、または特別徴収の対象にならない方が、口座振替や納付書により納める方法。1年分の納付書(6月期)翌年

3月期)をお送りしていますので、各月の末日(末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)までにお支払いください。



年金を年額18万円以上受給されている場合は、日本年金機構の準備が整いし、特別徴収に切り替わります。普通徴収から特別徴収に切り替わる際には、改めて通知をお送りします。

未納の保険料がある方はご相談を

保険料を納めない状態が続くと、滞納期間に応じて、介護サービスを利用する際の自己負担が月額数十万円の負担増となる

介護保険負担限度額認定証

申請、更新をお忘れなく

特別養護老人ホーム等利用時の居住費(滞在費)と食費について、所得の低い世帯の方の負担を軽減する制度があります。

① 次の2点を満たす方

○本人、本人が属する世帯の世帯員および配偶者(別世帯、事実婚含む)の令和2年度住民税が非課税である

○預貯金などの資産が一定額(単身で1千万円、夫婦で2千万円)以下である

認定証発行には申請が必要

【必要書類】

○申請書および同意書(現在負担限度額認定証をお持ちの方には、6月中旬に発送予定。初めて申請される方は介護保険課窓口(区役所3階2番、

いない場合には、認定後に送付します)。施設を利用する際に認定証を提示することで、別表のとおり利用料が軽減されます。認定証の有効期限は8月1日(土)～令和3年7月31日(土)です。

虚偽申告には加算金が発生

故意に預貯金等を申告しない場合には、それまでに受けていた負担限度額に加えて、最大2倍の加算金(負担限度額とあわせ最大3倍の金額)の返還を求めることがあります。

○有価証券、投資信託等の資産の金額がわかる資料

○非課税証明書※令和2年1月1日現在、江東区に住居票がない方で、マイナンバーを活用した情報連携による情報の確認ができない場合

判定結果は後日通知

判定の結果、該当者には、「介護保険負担限度額認定証」を送付します(介護認定結果が出て

みどりの基本計画推進会議

公募区民委員を募集

区では、令和2年3月に「江東区みどりの基本計画」を改定しました。計画を着実に推進していくため、区民・事業者・区が連携して計画の進捗管理と評価を行う「みどりの基本計画推進会議」区民委員を募集します。

① 20歳以上の区民の方で会議に参加可能な方若干名

② 任期委嘱の日から令和4年3月31日まで

③ 選考審査(作文)※審査結果は7月中に応募者全員にお知らせします。

④ みどりの基本計画推進会議

☎(3647)2079
FAX(3647)8454
e 470132@city.koto.lg.jp

利用者負担段階と負担限度額(日額)

利用者負担段階	対象者(※1)	居住費(滞在費)			食費
		多床室	従来型個室(※2)	ユニット型個室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0円	490円 (320円)	490円	300円
第2段階	課税、非課税年金収入額と本人の合計所得が80万円以下の方	370円	490円 (420円)	490円	390円
第3段階	課税、非課税年金収入額と本人の合計所得が80万円を超える方	370円	1,310円 (820円)	1,310円	650円

※1 本文の①の2点を満たすことが必要 ※2 ()は特別養護老人ホーム